

# 最近のトピック

## 労働施策総合推進法の改正による従業員保護の義務化（令和7年6月11日公布 ※施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

- 顧客による従業員への理不尽な要求や著しい迷惑行為などの、いわゆるカスタマーハラスメント（カスハラ）について、企業が従業員保護のための措置を講じることが義務化されました。  
東京都では「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」（令和7年4月1日施行）を制定、神奈川県では令和7年3月19日に「STOP！カスハラ！！かながわ宣言」を行いました。  
(16ページ参照)

## 育児・介護休業法の改正（令和7年4月1日～段階的施行）

- 子の看護等休暇の対象が小学校3年生修了までに拡大され、感染症による学級閉鎖等や入園式等が取得理由に追加されました（11ページ参照）。  
所定外労働の制限（残業免除）の対象が3歳未満の子を養育する労働者から小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されました（36ページ参照）。
- 3歳未満の子を養育する労働者や、要介護状態の家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化されます（36ページ参照）。
- 介護休暇の取得要件が緩和され、雇用期間に関係なく取得しやすくなります（12ページ参照）。また、企業は介護に直面した旨を申し出た従業員に対して制度案内と利用の意向の確認を個別に行なうことが義務化されます（36ページ参照）。

## 子ども・子育て支援法の一部改正（令和7年4月1日施行）

- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に育児休業を夫婦で14日以上取得した場合、最大28日間、手取りで実質10割相当の給付が受けられるようになります。また、2歳未満の子を育てながら短時間勤務を選んだ場合には、時短勤務中に支払われた賃金の10%が「育児時短就業給付」として支給され、働きながらの子育てを経済的に支援します。（37ページ参照）